

県央地域調達情報

令和8年9月8日公表 調達番号: 央26050号

件名: インクボトルほかの購入【概算総価】(大和警察署)

見積書提出期限: 令和8年9月17日(正午) 見積書提出場所: 指導課 調達グループ

項番	品 名	メーカー	型番・規格	同等品 の可否	数量	単位	納入期間	納入場所
別紙1のとおり							令和8年10月1日 ～ 令和9年3月31日	大和警察署 1階会計課 (大和市中央5丁目15番4号)

特記事項

1 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減の可能性がある。 2 見積金額は、消費税抜きの単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額(概算総価)とする。 3 見積金額は、単価、総価ともに小数点第4位まで記載できるものとする。 4 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること(1円未満の端数が生じたときは小数点第5位以下を切り捨て。) 5 発注の都度、指定する期日までに納入すること(発注の目安は1か月に1回程度、上限2回まで)。 6 納入の際は、低公害車(排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。)の使用及びエコドライブ(アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。)を実施し、大和警察署に納入すること。 7 代金の請求は1か月分を取りまとめ、翌月発注者あてに請求書を提出することにより行う(請求額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨て。) 詳細は別紙2「仕様書」のとおり。
--

同等品の確認の連絡先

所属	大和警察署
担当者	会計課 清水 健太
電話	046-261-0110(内線231)
FAX	046-261-0110

項番	品 名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位
1	インクボトル	エプソン	KEN-MB-L	否	20	本
2	インクボトル	エプソン	TAK-PB-L	否	70	本
3	インクボトル	エプソン	TAK-C-L	否	80	本
4	インクボトル	エプソン	TAK-M-L	否	80	本
5	インクボトル	エプソン	TAK-Y-L	否	70	本
6	メンテナンスボックス	エプソン	EPMB1	否	36	個
7	写真用紙ライト〈薄手光沢〉	エプソン	KL400SLU	否	210	箱
8	ファクス用インクフィルム	パナソニック	KX-FAN190W	否	2	箱
9	DVD-R	VerbatimJapan	DHR47JPP10	可	8	パック

別紙 2

仕 様 書

1 件名

インクボトルほかの購入【概算総価】

2 契約期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 品目及び数量

別紙 1 のとおり。

なお、契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については、増減の可能性がある。

4 同等品の規格

DVD-R については、国産メーカーのものとし、1 枚ごとに 5 mm のプラケース付きのもので、映像用、音楽用及びデータ用は問わない（同等品確認票の提出が必要。）。

5 見積金額

- (1) 品目ごとの消費税及び地方消費税抜きの単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額（概算総価）とする。
- (2) 見積金額は、単価、総価ともに小数点第 4 位まで記載できるものとする。
- (3) 見積書の余白部分に見積金額の 100 分の 110 に相当する金額を記載すること（1 円未満の端数が生じたときは、小数点第 5 位以下を切り捨て。）。

6 契約方法

単価契約（税抜）とする。

7 発注及び納品

- (1) 発注者は、ファクシミリにより納入期限の 10 日前までに随時発注を行うものとし、受注者はその都度発注者の指定する期日までに納品すること。ただし、納入期限が「神奈川県の日を定める条例」で定める休日にあたる場合はその翌開庁日とする。
なお、発注の目安は 1 か月に 1 回程度、上限 2 回までとする。
- (2) 納入品に不適合品があった場合は、発注者が指定する期限までに代替品を納品すること。
- (3) 納入の都度、納品書（宛名（大和警察署長）、納入場所（大和警察署）、納品年月日、商号、代表者氏名、納品される物品の品名、規格、数量、単価及び金額が記載されたもの）を提出すること。
- (4) 納品にあつては、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定された

ものをいう。)の使用及びエコドライブ(アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。)を実施すること。

- (5) 契約の履行遅滞に関しては、天災地変等でやむを得ないと認められる場合、又は発注者側の都合による場合を除き、納入期限の翌日から物品を納入した日までの期間に応じ、当該物品に係る契約金額につき当該遅滞が発生した日に適用されている神奈川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)第33条第1項の規定に定める率(年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。)を乗じて計算した額の違約金を徴することとする。

なお、受注者は、物品を納入期限までに納入することができない理由が生じたときは、速やかにその理由、遅延見込み日数等を記載した書面により、発注者に納入期限の延長を申し出ることとする。

8 請求方法

代金の請求は、1か月分を取りまとめ、翌月発注者あてに請求書を提出することにより行う(請求額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨て。)

9 特記事項

本契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意したとみなす。

- (1) 業者への調査協力
- (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)に基づく、契約解除等
- (3) 上記(1)及び(2)の詳細は、神奈川県ホームページ
(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>)を参照すること。

10 その他

契約品目が製造中止等の理由により納品できない場合は、同等品を納品するものとし、事前に発注者に書面で申請して承認を得ること。